

職業訓練の実施等による特定求職者の  
就職の支援に関する法律施行規則の一  
部を改正する省令案要綱



大

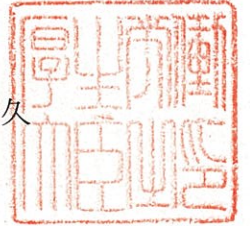
厚生労働省発職派0328第1号

平成26年3月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 訓練の認定基準の改正

一 認定職業訓練を行おうとする者が認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を行った場合には、一定の就職率の実績を有することとしている要件を次のようにすること。

(一) 要件の対象となる認定職業訓練について、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとする。

(二) 就職率の算定対象を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者とする。

(三) 連続する三年の間に二以上の単位の認定職業訓練を行った場合に下回るものでないこととする就職率を、次のイ及びロに掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める就職率とするものとする。

イ 基礎訓練 百分の三十

ロ 実践訓練 百分の三十五

(四) 認定職業訓練の就職率が一度でも下回るものでないこととする就職率の基準を廃止すること。

二 申請職業訓練を行う者の欠格事由を次のようにすること。

(一) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為を理由として認定の取消し等を受けた者に限り永年の欠格事由に該当するものとし、重大な不正の行為以外の不正の行為を理由として認定の取消し等を受けた者は五年の欠格事由に該当するものとする。

(二) 認定の取消し等の理由となった過去の不正の行為の事実について組織的に関与していると認められない場合は、当該認定の取消し等が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限り、欠格事由に該当するものとする。

(三) 過去に不正の行為以外の理由により認定の取消し等を受けた場合は、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限り、欠格事由に該当するものとする。

第二 認定職業訓練実施奨励金の支給要件の改正

一 認定職業訓練実施基本奨励金の支給要件を次のようにすること。

(一) 受講者の出席に関する要件について、認定職業訓練の一実施日の二分の一以上に相当する部分を受講した訓練実施日を、二分の一日分を受講したものととして受講した総日数の算定に加えるとともに、受講した総日数に一日未満の端数がある場合は切り捨てた上で、出席率を算定するものとする。

(二) 三か月単位又は認定職業訓練の全ての期間において出席率が百分の八十未満の受講者について、一か月単位で出席率が百分の八十以上である期間がある場合には、当該一か月単位で出席率が百分の八十以上である期間について支給の対象とすること。

二 認定職業訓練実施付加奨励金は次に掲げる就職率の区分に応じ、次に定める額を支給するものとする。

(一) 百分の三十五以上百分の六十未満 実践訓練の修了者等一人につき一万円に実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(二) 百分の六十以上 実践訓練の修了者等一人につき二万円に実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

三 認定職業訓練実施奨励金を不支給とする範囲を次のようにすること。

(一) 過去の不正の行為を理由として永年の不支給とする場合を、過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為を理由とするものに限り、重大な不正の行為以外の不正の行為を理由とするものは五年の不支給とすること。

(二) 過去の不正の行為の事実について組織的に関与していると認められない場合は、当該職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練を行った都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限り不支給とすること。

### 第三 職業訓練受講手当の支給要件の改正

一 訓練の出席に関する要件について、やむを得ない理由により受講しなかった認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）の実施日がある場合（やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合を除く。）にあつては、やむを得ない理由により当該認定職業訓練等の一実施日の二分の一以上に相当する部分を受講した訓練実施日を、二分の一日分を受講したものととして受講した総日数の算定に加えるとともに、受講した総日数に一日未満の端数

がある場合は切り捨てた上で、出席率を算定するものとする。

二 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第十条に規定する失業等給付等の支給を受けたことがないこととしている要件について、職業訓練を受けることを容易にするための給付金であつて厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定めるものを加えること。

#### 第四 その他

一 事務の委嘱に関する暫定措置の創設

就職支援計画書の作成及び交付に関する事務について、当分の間、就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であつて、職業安定局長が定めるものが当該事務を行うことができるものとする。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

#### 第五 附則

一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。ただし、第四の一については平成二十六年七月一日から施行するものとする。



二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。